

岡山県	質問内容	回答
1	支援額の総額はいくらですか？	岡山県は約6.4億円です。請求時に予算の上限を超えていた場合、支援金を受けられない恐れがあります。残予算については事務局もしくはWEBサイトにてご確認ください。
2	基本の宿泊料金以外の飲食やお土産代等も宿泊料の対象としていいですか？	基本の宿泊プランに含まれる飲食・お土産代、ゴルフパック、エステ代等は宿泊料金に含まれます。宿泊施設で追加・支払した場合は対象外となります。
3	連泊で12月2日にチェックアウトする場合は、どのようになりますか？	11月30日宿泊分までが対象となります。12月1日宿泊分は対象となりません。また、それ以前に岡山県を含む2府県以上、合計2泊以上の連続した宿泊があることが条件です。例えば11月30日に岡山県、12月1日に山口県に宿泊した場合は、本事業の対象外となります。
4	旅行会社を通しての宿泊手配分は対象ですか？	対象となります。ただし、支援金の請求は旅行者本人で行っていただく必要があります。また、平成30年8月28日（火）以降の予約であることが条件です。
5	OTA（じゃらん、楽天等）で予約・クレジットカード決済をした場合はどうなりますか？	OTA（じゃらん、楽天等）で発行する領収証とホテルでの宿泊証明書で申請することが可能です。
6	他の補助金・助成金等との併用は可能ですか？	補助金・助成金の種類によって回答が異なりますので、事務局へお問い合わせください。 ※観光で岡山を元気に！！宿泊クーポン（第1弾、第2弾）との併用はできません。
7	各種ポイントとの併用は可能ですか？	併用可能ですが、ポイント利用後の支払金額が宿泊料金となります。ポイント利用後の支払金額が6,000円以下となる場合は、その金額が支援額の上限となります。
8	ボランティア活動参加証明書は誰に書いてもらえばいいですか？	被災地の社会福祉協議会が設置している災害ボランティアセンターでボランティア活動参加者を募集しており、活動証明書を発行しています。参加にあたっては、あらかじめ募集状況をご確認していただくこととなります。
9	どのようなレンタカー事業者が補助の対象となりますか？	当該県が指定する区域に営業所があるレンタカー事業者が対象となります。
10	不正受給があった場合はどうなりますか？	事務局より返還請求をさせていただく場合がございます。
11	支援金の対象となる宿泊施設を教えてくださいませんか？	岡山県旅館業法(昭和23年法律138号)第3条第1項の許可を受けた施設が対象となります。
12	支援金が交付されないことはありますか？	あります。上限に達した場合は終了となります。
13	いつ以降の予約が適用ですか？	8/28以降からの予約で可能です。
14	宿泊証明書は宿のもので良いですか？	可能です。（様式5に記載事項を必ず記入下さい。宿泊予約日、大人・小人の内訳等）
15	真庭市観光局で発行している9月利用のクーポン1人2,000円は併用できますか？	宿泊予約日が8/27以前になるため、併用できません。
16	岡山県に居住しています。居住県の宿泊も支援金の対象になりますか？	連続で2泊以上の宿泊であれば対象になります。
17	子供も対象になりますか？	大人も子供も同額で対象になります。（施設でお支払いになった、施設使用料・寝具代は支援対象とはなりません。）
18	岡山県と京都府にボランティアとして宿泊予定です。手続きはどのようになりますか？	京都府はボランティア活動の支援金設定がありません。周遊旅行促進事業として手続きをお願いします。

岡山県	質問内容	回答
19	ボランティア活動促進事業としての予算が設定されているですか。	別途設定されているわけではありません。
20	3泊4日でボランティアに行きます。初日は移動のみとなりますが、何泊分が支援金の対象となりますか。	ボランティア活動促進事業としての申請の場合、1日のボランティア活動につき1泊分が対象となります。この場合、3日ボランティア活動を行えば、3泊分が対象となります。但し、9月21日以降のご予約で10月1日以降のご宿泊での活動の場合、活動を伴わない宿泊も延べ5泊まで支援対象
21	代替的交通手段についてはどのように申請したらいいですか？	旅行者自身で申請することはありません。 既に公共交通事業者によって手続きがされており、料金は支援金による割引後の金額となります。
22	予算の残り状況はHPのどこに記載されていますか？	「13府県ふっこう周遊割」WEBサイトに掲載しております。
23	会社の福利厚生補助金とふっこう周遊割は併用できますか？	併用できます。補助金利用後の金額が宿泊料金となります。金額が6,000円以下となる場合は、その金額が支援額の上限となります。
24	既に宿泊を終えられた方から、宿泊証明書の記入を求められた場合はどうしたらよいですか？	予約日が8/28以降、宿泊日が8/31以降であれば発行をお願いします。
25	観光で岡山を元気に!!宿泊クーポン第1・2弾を使用して支援金を申請した場合チェックできるのですか？	事務局より、OTA及び宿泊施設に確認を取らせていただく場合がございます。該当の場合、支援金はお支払できません。事後に不正が発覚した場合は、返還請求をさせていただく場合もございます。
26	周遊割を申請するにあたり、愛媛、岡山、愛媛という順序での宿泊でも支援は受けられますか。また、ボランティアの場合宿泊上限はないのでしょうか？	対象府県をまたいで2連泊以上、各府県延べ5泊以内であれば対象となります。また、ボランティアで支援金を受けられる場合、宿泊上限はございません。但し、ボランティアの活動1日に対し、宿泊1日分が支給されます。
27	クレジットカード売上表や、カードの利用明細は領収書として受理できますか。	出来ません。宿泊施設発行のものか、旅行サイトのオンライン決済の領収書をご提出ください。支払いが発生している場合、支払い方法に限らず発行が可能です。
28	じゃらんnet、楽天トラベルで配布している「岡山市・応援たびへ！ふるさとお得クーポン」との併用はできますか。	併用出来ません。 https://www.okayama-kanko.jp/fukkou/
29	ギフト券・旅行券を利用して支払いした宿泊についても申請できますか。	申請書類として受理できる形式で領収書があれば、申請可能です。